

令和3年12月23日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局建政部
大阪府建築部

大阪府内の木造3階建て住宅で判明した建築基準法不適合への対応について

大阪府内の木造3階建て住宅43件の建築確認について、建築士が設計を誤り、指定確認検査機関がそれを見落としたことを原因とする建築基準法の構造耐力の規定に関する不適合が確認されたことから、所管する特定行政庁(大阪府、大阪市及び東大阪市)は、建築主及び指定確認検査機関に対し、今般、建築基準関係規定に適合しないと認める旨の通知を行いました。今後は是正のために必要な措置を求めていく予定です。

なお大阪府は設計した建築士に対し、また近畿地方整備局は当該指定確認検査機関に対し、それぞれ必要な措置を実施していく予定です。

1. 株式会社このあ工房二級建築士事務所及びコドノア工房二級建築士事務所が設計し、指定確認検査機関である建築検査機構株式会社が確認済証を交付した木造3階建て住宅について、構造計算ソフトへの誤入力による設計誤りがあったため再計算した結果、建築基準法第20条の構造耐力の規定に関する不適合が43件確認されました。

所管する特定行政庁(大阪府、大阪市及び東大阪市)は、当該不適合となった物件の建築主及び指定確認検査機関に対して、建築基準関係規定に適合しないと認める旨を通知(所管する特定行政庁の内、大阪府と大阪市は令和3年12月23日付けで、建築基準法第6条の2第6項の規定による建築基準関係規定に適合しないと認める通知書を発出)しました。今後建築主らに対し当該不適合の是正のために必要な措置を求めていく予定です。

2. 大阪府は当該建築士事務所に所属し設計した二級建築士に対し法令に基づき必要な措置を実施していく予定です。

3. 近畿地方整備局は建築確認で当該不適合を見落としていた指定確認検査機関である建築検査機構株式会社(近畿地方整備局長が指定)に対し、原因究明や再発防止策の検討を指示し、その報告を受けたところです。今後も法令に基づき必要な措置を実施していく予定です。

4. 取材については以下の問合せ先にご連絡ください。

※関連ホームページ

■近畿地方整備局報道発表

<http://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2021/20211223-1kentiku.html>

■大阪府報道発表

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=42617>

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 大阪府政記者会

<問合せ先>

【上記1. 2. について(法不適合の状況及び是正への対応に関すること、建築士事務所への対応)】

大阪府 建築部 建築指導室 建築安全課

課長 やぐらみちひさ 矢倉道久 課長補佐 しもくろこうき 下倉光貴 課長補佐 よしいじゆんじ 吉井 淳司

電話:06-6210-9729(直通) FAX 06-6210-9728

【上記3. について(指定確認検査機関への対応に関すること)】

近畿地方整備局 建政部 建築安全課

課長 なかた たけし 中田 猛 課長補佐 はやかわけんいち 早川 賢一 電話06-6942-1961(直通) FAX 06-4790-6937

経緯及び建築基準法不適合の内容などの詳細について

1. 経緯

- (1) 令和3年11月12日までに、所管する特定行政庁(大阪府、大阪市及び東大阪市)は、指定確認検査機関である建築検査機構株式会社から、株式会社こどのあ工房二級建築士事務所及びコドノア工房二級建築士事務所(以下「こどのあ工房等」という。)が設計して建築された木造3階建て住宅の建築確認のうち、こどのあ工房等が構造計算に関与した物件について建築基準法への適合状況を再検証した結果、43件が不適合であったとの報告を受けました。
- (2) 建築検査機構株式会社からの報告を受け、所管する特定行政庁においても該当の建築確認について建築基準法への適合状況を検証した結果、上記と同様に43件が不適合であることを確認しました。
- (3) 建築検査機構株式会社からは、建築主らに対して不適合となった経緯の説明は終了しており、是正が必要なことについても理解を得ていると聞いています。

■ 検証結果の状況

| 特定行政庁 | 調査対象件数(注1) | 適合 | 不適合 |
|-------|------------|-----|-----------|
| 大阪府 | 11 | 8 | 3 (注2) |
| 大阪市 | 315 | 276 | 39 |
| 東大阪市 | 19 | 18 | 1 |
| 豊中市 | 4 | 4 | 0 |
| 堺市 | 4 | 4 | 0 |
| 吹田市 | 4 | 4 | 0 |
| 高槻市 | 1 | 1 | 0 |
| 枚方市 | 3 | 3 | 0 |
| 守口市 | 12 | 12 | 0 |
| 八尾市 | 5 | 5 | 0 |
| 茨木市 | 4 | 4 | 0 |
| 門真市 | 7 | 7 | 0 |
| 池田市 | 1 | 1 | 0 |
| 羽曳野市 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | 391 | 348 | 43 |

(注1) 調査対象件数は、こどのあ工房等が構造計算に関与した物件の件数

(注2) 大阪府特定行政庁管内の不適合の内訳は、摂津市1件、大東市1件、藤井寺市1件

※株式会社こどのあ工房二級建築士事務所は令和3年6月17日付けで登録の未更新により建築士事務所の登録が抹消されており、コドノア工房二級建築士事務所は平成28年6月16日付けで建築士事務所の廃業届が受理されています。

2. 建築基準法不適合の内容

・建築基準法第20条では、建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全な構造でなければならないと規定されていますが、次のような設計誤りが判明しました。

- ① 構造計算ソフトへ屋根の高さを低く入力するなどの誤りがあったため再計算した結果、風圧力に対して必要な壁量の割合の許容値1.0以上のところ、0.91～0.99。 [29件]
- ② 上記と同様に再計算した結果、壁や筋かいなどの各構造部材が持つ耐力に対し、風圧力等により各構造部材に生じる力の割合の許容値1.0以下のところ、1.01～1.12。 [14件]

3. 所管する特定行政庁の問い合わせ先

・大阪府 建築部 建築安全課
電話:06-6210-9729(直通)

・大阪市 計画調整局 建築指導部

【法不適合の状況に関すること】

建築確認課

電話:06-6208-9281(直通)

【法不適合物件の是正対応に関すること】

監察課

電話:06-6208-9311(直通)

・東大阪市 建築部 建築指導室 建築安全課

電話:06-4309-3245(直通)

4. 用語についての説明

●特定行政庁とは

建築確認を行う建築主事を置く市町村の区域については当該市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。(但し、建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物について、都道府県知事とする場合がある)

●指定確認検査機関とは

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣(業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長)又は都道府県知事(業務実施区域が一の都道府県の区域である場合)が指定した者。

●確認済証とは

建築確認申請が建築主事又は指定確認検査機関へ提出された場合において、その計画が建築基準関係規定に適合していると確認されたときに交付される書面。

●建築基準法第6条の2第6項の規定による通知書とは

特定行政庁が、確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めたとときに、その旨を通知する書面。その場合、当該確認済証の効力が失われる。